

食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例議案

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第1条 食品衛生法施行条例(平成12年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(営業施設の基準)</p> <p><u>第3条 法第54条に規定する営業施設の基準は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第66条の7に規定する基準をもって、その基準とする。食品衛生法施行規則の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、営業の形態その他特別な事情により前項の基準によることができない場合であって知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該基準を緩和し、又は当該基準に関する特例を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業許可証の掲示)</p> <p><u>第4条 法第55条第1項の許可を受けた者(次条において「許可業者」という。)は、知事が交付する営業許可証を当該営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、食品衛生法施行令第35条第2号に掲げる営業については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(休業又は再開の届出)</p>	<p style="text-align: center;">第3条 削除</p> <p style="text-align: center;">(営業施設の基準)</p> <p><u>第4条 法第51条に規定する営業施設の基準は、全ての業種に適用する共通基準にあつては別表第2のとおりとし、営業の業種別に適用する業種別基準にあつては別表第3のとおりとする。ただし、営業の形態その他特別な事情により業種別基準によることができない場合であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準を緩和することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業施設の基準の特例)</p> <p><u>第5条 自動販売機を利用して行う営業その他特別な事情がある営業であつて規則で定めるものについては、別表第2及び別表第3に掲げる基準に関して、規則で必要な特例を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(営業許可証の掲示)</p> <p><u>第6条 法第52条第1項の許可を受けた者(次条において「許可業者」という。)は、知事が交付する営業許可証を当該営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、自動販売機を利用して行う営業については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(廃業、休業又は再開の届出)</p>

第5条 許可営業者は、休業したときは、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 略

(委任)

第6条 略

第7条 許可営業者は、廃業し、又は休業したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 略

(委任)

第8条 略

別表第1 削除

別表第2 共通基準（第4条関係）

1 営業施設の構造等

- (1) 施設は、清潔で衛生的な場所にあること。
- (2) 施設は、隔壁等により外部及び住居その他の営業以外の用途に供する場所と区画すること。
- (3) 作業場は、取り扱う食品の品目及び数量に応じた十分な広さを有すること。
- (4) 作業場は、それぞれの使用目的に応じて、隔壁その他適当な方法によりそれぞれ区画すること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 作業場のうち生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。））であって、生食用として販売するものに限る。以下同じ。）の加工又は調理を行う場所は、他の場所と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (6) 作業場の天井は、清掃しやすい材質及び構造であること。
- (7) 作業場のうち水を使用する場所の内壁は、床面から少なくとも1メートルの高さまでは耐水性を有し、清掃しやすい構造であること。
- (8) 作業場のうち水を使用する場所の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で作り、排水が良好であり、かつ、清掃しやすい構造であること。
- (9) 作業場は、換気が十分にできる構造又は設備を有すること。
- (10) 作業場は、採光又は照明により作業に十分な明るさを保つことができる構造又は設備を有すること。
- (11) 作業場には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐための設備を整えること。
- (12) 作業場には、従事者専用の手指の消毒設備及び流水式手洗い設備を備えること。

- (13) 更衣室又は更衣場所を設けること。
- (14) 便所には、手指の消毒設備及び流水式手洗い設備を備えること。

2 食品取扱設備

- (1) 取り扱う食品の品目及び数量に応じた器具等を備えること。
- (2) 固定された器具等又は移動の困難な器具等は、相互に汚染せず、かつ、清掃しやすい位置に配置すること。
- (3) 作業場には、食品及び器具等を洗浄するための流水式洗浄設備を備えること。
- (4) 作業場には、食品、原材料、器具等を衛生的に保管するための設備を備えるとともに、必要に応じて食品専用の運搬器具を備えること。
- (5) 添加物を使用する作業場には、専用の保管設備及び正確な計量器を備えること。
- (6) 冷凍、冷蔵、加熱、殺菌、圧搾等のための設備には、見やすい箇所に正確な温度計、圧力計その他必要な計器類を備えること。
- (7) 作業場には、十分な容積を有し、かつ、清掃しやすく、廃液及び臭気の漏れない構造の廃棄物容器を備えること。
- (8) 生食用食肉の加工又は調理を行う作業場には、次に掲げる設備、器具等（生食用食肉の調理のみを行う作業場にあつては、次のア及びイに掲げる設備、器具等）を備えること。
 - ア 器具等及び手指の洗浄及び消毒に必要な設備であつて、生食用食肉のための専用のもの
 - イ 生食用食肉が接触する設備、器具等にあつては、生食用食肉のための専用のもの
 - ウ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する生食用食肉のための専用の設備
 - エ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する生食用食肉のための専用の設備（原料肉を同一の設備で冷却する場合にあつては、原料肉と加熱殺菌後の生食用食肉とを区分して冷却できるものに限る。）

3 給水

- (1) 水道水又は検査機関によって飲用に適すると認められた水が導水管から十分に供給されていること。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合には、給水設備に殺菌装置又は浄水装置を備えること。

別表第3 業種別基準（第4条関係）

1 飲食店営業

- (1) 調理室と客席とを区画し、必要に応じて配膳室及び放冷室を設けること。
- (2) 客席には、客の利用しやすい場所に、手指の消毒設備及び流水式手洗い設備を備えること。
- (3) 調理室には、器具等の殺菌設備を備えること。
- (4) 直接食用に供する食品の調理に用いる器具等は、他の器具等と区別して備えること。
- (5) 食肉販売業の施設において自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充填した後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものに限る。）を調理する場合には、次に掲げる構造及び設備を有すること。
 - ア 前処理室（食肉販売業の処理室と兼ねることができる。）、調理室及び調合計量室を設けること。
 - イ 肉ひき機、肉練り機、充填機、くん煙機、湯煮槽、冷却槽その他必要な器具等を備えること。
 - ウ 製品を原料肉と完全に区画して保管することができる冷蔵設備を備えること。
 - エ 製品の中心部の温度を測定する温度計、原料肉の水素イオン濃度を測定する装置及び各工程で行う検査のための細菌検査装置を備えること。
 - オ 器具等を洗浄するための給湯設備を備えること。

2 喫茶店営業

- (1) 調理室と客席とを区画すること。
- (2) 客席には、客の利用しやすい場所に、手指の消毒設備及び流水式手洗い設備を備えること。
- (3) 調理室には、器具等の殺菌設備を備えること。

3 菓子製造業

- (1) 原料置場、製造室、包装室及び製品置場を設けること。
- (2) 器具等の殺菌設備を備えること。

4 あん類製造業

- (1) 原料置場、製造室、包装室及び製品置場を設けること。
- (2) 煮沸機、あんの沈殿槽その他必要な器具等を備えること。
- (3) あんの沈殿槽は、不浸透性材料で作られ、容易に換水できる構造

であること。

(4) 器具等の殺菌設備を備えること。

5 アイスクリーム類製造業

(1) 原料置場、原料調合室、製造室、包装室及び製品置場を設けること。

(2) 混合機、殺菌機、冷凍設備その他必要な器具等を備えること。

(3) 器具等の殺菌設備を備えること。

6 乳処理業

(1) 受乳室、処理室、洗浄室及び検査室を設けること。

(2) 処理室には、ろ過機、殺菌機、冷却機、充填機、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。

(3) 検査室には、乳の脂肪量、比重、細菌数等の検査のために必要な器具等を備えること。

(4) 器具等の殺菌設備及び温湯又は蒸気の得られる設備を備えること。

7 特別牛乳搾取処理業

(1) 牛乳取扱施設、牛舎、搾乳室、病牛隔離舎及び汚物格納舎を設けること。

(2) 牛乳取扱施設には、牛乳取扱室、洗浄室及び検査室を設けること。

(3) 牛乳取扱室には、ろ過機、殺菌機、冷却機、充填機、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。

(4) 搾乳室には、専用の搾乳器具を備えること。

(5) 検査室には、乳の脂肪量、比重、細菌数等の検査のために必要な器具等を備えること。

(6) 器具等の殺菌設備及び温湯又は蒸気の得られる設備を備えること。

8 乳製品製造業

(1) 原料置場、受乳室、製造室、洗浄室、包装室、製品置場及び検査室を設けること。

(2) 製造室には、ろ過機、殺菌機、冷却機、充填機、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。

(3) 検査室には、製品の脂肪量、比重、細菌数等の検査のために必要な器具等を備えること。

(4) 器具等の殺菌設備及び温湯又は蒸気の得られる設備を備えること。

9 集乳業

(1) 受乳室、冷却室及び検査室を設けること。

(2) 冷却機及び冷蔵設備を備えること。

(3) 検査室には、乳の細菌数等の検査のために必要な器具等を備えること。

(4) 器具等の殺菌設備を備えること。

10 乳類販売業

陳列又は保管のための冷蔵設備を備え、必要に応じて空き瓶の保管場所を設けること。

11 食肉処理業

(1) 荷受室、とさつ解体室、処理室及び包装室を設けること。ただし、鳥獣のとさつ又は解体を行わない場合には、荷受室及びとさつ解体室を設けないことができる。

(2) 処理前の生体又はとたいの搬入場所は、処理後の食肉の搬出場所と別に設けること。

(3) 処理台、肉切機、肉ひき機、包装機、冷却機、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。

(4) とさつ解体室には、湯漬機、脱羽機その他必要な器具等を備えること。

(5) 器具等の殺菌設備及び温湯又は蒸気の得られる設備を備えること。

12 食肉販売業（包装された食肉のみを販売する営業については、(3)のみを適用する。）

(1) 処理室及び売場を設けること。

(2) 処理室には、処理台、肉切機、肉ひき機その他必要な器具等を備えること。

(3) 陳列又は保管のための冷凍設備又は冷蔵設備を備えること。

(4) 器具等の殺菌設備及び温湯又は蒸気の得られる設備を備えること。

13 食肉製品製造業

(1) 原料置場、原料処理室、製造室、包装室及び製品置場を設けること。

(2) 製造室には、くん煙機、湯煮槽、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。

(3) 冷蔵設備は、原料置場、漬込み場及び製品置場の区別があること。

(4) 器具等の殺菌設備及び温湯又は蒸気の得られる設備を備えること。

14 魚介類販売業

(1) 陳列又は保管のための冷凍設備又は冷蔵設備を備えること。

(2) 生食用魚介類を調理する場合には、専用の調理器具を備えること。

15 魚介類競り売り営業

- (1) 競り売り場及び荷扱場を設けること。
- (2) 冷凍設備又は冷蔵設備を備えること。
- 16 魚肉練り製品製造業
 - (1) 原料置場、原料処理室、製造室、放冷室、包装室及び製品置場を設けること。
 - (2) 加熱設備、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。
 - (3) 器具等の殺菌設備を備えること。
- 17 食品の冷凍又は冷蔵業
 - (1) 冷凍室又は冷蔵室を設けること。
 - (2) 製造、加工等を行う場合には、処理室を設け、器具等の殺菌設備を備えること。
- 18 食品の放射線照射業
 - (1) 照射室を設けること。
 - (2) コンベア等の装置は、所定の移動速度を確実に維持し得る性能のものであり、かつ、清掃しやすく、機械油等によって食品を汚染することのない構造であること。
- 19 清涼飲料水製造業
 - (1) 原料置場、原料調合室、製造室、洗浄室及び製品置場を設けること。
 - (2) 混合機、殺菌機、充填機、冷却機その他必要な器具等を備えること。
 - (3) 製品及び空き瓶の透視検査設備を備えること。
 - (4) 器具等の殺菌設備を備えること。
- 20 乳酸菌飲料製造業
 - (1) 原料置場、原料調合室、製造室、洗浄室及び製品置場を設けること。
 - (2) 混合機、殺菌機、充填機、冷却機、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。
 - (3) 器具等の殺菌設備を備えること。
- 21 氷雪製造業
 - (1) 製氷室及び貯氷室を設けること。
 - (2) 氷結缶は、耐水性材料で作製し、蓋を備えること。
 - (3) 氷結に使用する空気の浄化装置を備えること。
 - (4) 器具等の殺菌設備を備えること。
- 22 氷雪販売業

(1) 取扱室及び貯氷庫を設けること。

(2) 器具等の殺菌設備を備えること。

23 食用油脂製造業

(1) 原料置場、製造室、充填室及び製品置場を設けること。

(2) 前処理設備、搾油設備、精製設備、充填機その他必要な器具等を備えること。

(3) 器具等の殺菌設備を備えること。

24 マーガリン又はショートニング製造業

(1) 原料置場、原料処理室、製造室、包装室及び製品置場を設けること。

(2) 溶解槽、殺菌機、冷却機その他必要な器具等を備えること。

(3) 器具等の殺菌設備を備えること。

25 みそ製造業

(1) 原料置場、こうじ室、仕込室、熟成室、作業室及び製品置場を設けること。

(2) 器具等の殺菌設備を備えること。

26 醤油製造業

(1) 原料置場、こうじ室、発酵室、作業室及び製品置場を設けること。

(2) 蒸煮機、ろ過機、充填機その他必要な器具等を備えること。

(3) アミノ酸醤油を製造する場合には、アミノ酸分解室を設け、耐酸性かつ耐アルカリ性の分解槽を備えること。

(4) 器具等の殺菌設備を備えること。

27 ソース類製造業

(1) 原料置場、製造室及び製品置場を設けること。

(2) 器具等の殺菌設備を備えること。

28 酒類製造業

(1) 原料置場、こうじ室、酒母室、仕込室、作業室及び製品置場を設けること。

(2) 器具等の殺菌設備を備えること。

29 豆腐製造業

(1) 原料置場、製造室及び製品置場を設けること。

(2) 製品を保管する場合には、冷水で絶えず換水できる構造の製品保管用水槽又は冷蔵設備を備えること。

(3) 器具等の殺菌設備を備えること。

30 納豆製造業

- (1) 原料置場、発酵室、作業室及び製品置場を設けること。
- (2) 器具等の殺菌設備を備えること。

31 麺類製造業

- (1) 原料置場、製造室及び製品置場を設けること。
- (2) 乾麺類を製造する場合には、乾燥室及び包装室を設けること。
- (3) こね機、製麺機、切断機その他必要な器具等を備えること。
- (4) 器具等の殺菌設備を備えること。

32 そうざい製造業

- (1) 原料置場、製造室、放冷室、包装室及び製品置場を設けること。
- (2) 加熱設備、冷蔵設備その他必要な器具等を備えること。
- (3) 器具等の殺菌設備を備えること。

33 缶詰又は瓶詰食品製造業

- (1) 原料置場、原料処理室、製造室及び製品置場を設けること。
- (2) 加熱設備、冷却機、充填機その他必要な器具等を備えること。
- (3) 器具等の殺菌設備を備えること。

34 添加物製造業

- (1) 原料置場、製造室、包装室、製品置場及び検査室を設けること。
- (2) 添加物の製剤を製造する場合には、含有成分を均一に分散させるための機械的なかくはん装置を備えること。
- (3) 器具等は、医薬品、工業薬品等の製造に使用するものと区別して備えること。ただし、添加物の製造と医薬品、工業薬品等の製造とを同一の工程で行う場合であって、同一の器具等を使用しても添加物の成分に影響を及ぼさないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 検査室には、原料及び製品の検査のために必要な設備を備えること。ただし、他の機関を利用して自己の責任において検査を行う場合は、この限りでない。

(香川県魚介類行商に関する条例の一部改正)

第2条 香川県魚介類行商に関する条例（平成15年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(登録の拒否)	(登録の拒否)

第4条 略

(1)～(3) 略

(4) 魚介類行商を行うに当たって必要とされる食品衛生法第57条第1項の規定による届出をしていないとき。

2 略

(行商者が遵守すべき事項)

第8条 略

(1) 略

(2) 略

(3)～(5) 略

第4条 知事は、前条第1項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(行商者が遵守すべき事項)

第8条 行商者は、魚介類行商に関し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 略

(2) 行商容器には、魚介類以外のものを収納しないこと。ただし、魚介類を汚染しないよう必要な措置を講じている場合は、この限りでない。

(3) 略

(4) 魚介類の鮮度が保持できるよう、冷却して保存する等必要な措置を講ずること。

(5)～(7) 略

(8) 魚介類行商に従事する者には、清潔な衣服を着用させ、その手指を清潔にさせること。(9) 魚介類行商に従事する者で化のう性疾患のあるものには、直接魚介類に触れさせないこと。(10) 魚介類行商後は、使用した容器及び器具を洗浄し、かつ、消毒するとともに、それらを衛生的な場所に保管すること。

(香川県ふぐの処理等に関する条例の一部改正)

第3条 香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、前条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>

(1)～(6) 略

(7) 当該ふぐ処理業を営むに当たって必要とされる食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可を受けていない者

(8) ふぐ処理施設に係る食品衛生法施行条例（平成12年香川県条例第1号）第3条に規定する施設基準に適合していない者

2 略

第13条 削除

(登録の取消し等)

第14条 略

(1) 略

(2) 第6条第1項第2号、第4号、第5号、第7号又は第8号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 略

2 略

第26条 削除

第34条 略

(1)～(6) 略

(7) ふぐ処理施設に、次に掲げる器具等を備えていない者

ア 調理台並びに処理専用の包丁及びまな板

イ 水道水その他の飲用に適する水を十分に供給することができる設備

ウ 処理により生じた廃棄物専用である旨の表示があり、施錠できる不浸透性の容器

エ 有毒部位を塩蔵することにより処理を行う場合にあっては、有毒部位ごとに、それぞれ塩蔵の原料専用である旨の表示があり、施錠できる不浸透性の容器

2 略

(措置命令)

第13条 知事は、ふぐ処理業者が第6条第1項第7号に該当することとなったときは、当該ふぐ処理業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第14条 知事は、ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めてそのふぐ処理業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第6条第1項第2号、第4号、第5号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 略

2 略

(受験資格)

第26条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

(1) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師

(2) ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて2年以上処理に従事した者

(3) 前号に掲げる者と同等以上の経験を有すると知事が認めた者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以

(1)～(4) 略

(5) 略

下の罰金に処する。

(1)～(4) 略

(5) 第13条の規定による命令に違反した者

(6) 略

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第4条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～8 略				1～8 略			
9 飲食店営業 許可申請手数料	許可申請（ <u>継続許可申請を除く。10の項から40の項までにおいて同じ。</u> ）			9 飲食店営業 許可申請手数料	許可申請（ <u>継続許可申請を除く。10の項から42の項までにおいて同じ。</u> ）		
	露店形態の営業、自動車による移動営業又は短期季節営業	1件	8,000円		露店形態の営業、自動車による移動営業、自動販売機による営業又は短期季節営業	1件	6,400円
	臨時的営業	1件	4,000円		臨時的営業	1件	3,200円
	その他の営業	1件	18,000円		その他の営業	1件	16,000円
	継続許可申請				継続許可申請		
	露店形態の営業、自動車による移動営業又は短期季節営業	1件	6,000円		露店形態の営業、自動車による移動営業、自動販売機による営業又は短期季節営業	1件	5,000円
	その他の営業	1件	15,000円		その他の営業	1件	13,000円
10 調理の機能	許可申請	1件	5,000円	10 喫茶店営業	許可申請		

を有する自動販売機により食品を調理し調理された食品を販売する営業許可申請手数料	継続許可申請	1件	4,000円
11 食肉販売業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	11,000円 9,000円
12 魚介類販売業許可申請手数料	許可申請 自動車による移動営業 その他の営業 継続許可申請 自動車による移動営業 その他の営業	1件 1件 1件 1件	8,000円 11,000円 6,000円 9,000円
13 魚介類競り売り営業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
14 集乳業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	11,000円 9,000円
15 乳処理業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円

許可申請手数料	露店形態の営業、自動車による移動営業、自動販売機による営業又は短期季節営業 臨時的営業 その他の営業 継続許可申請 露店形態の営業、自動車による移動営業、自動販売機による営業又は短期季節営業 その他の営業	1件 1件 1件 1件 1件	4,000円 3,200円 9,600円 3,400円 7,800円
11 菓子製造業許可申請手数料	許可申請 回転焼又はこれに類するものを製造する営業 臨時的営業 その他の営業 継続許可申請 回転焼又はこれに類するものを製造する営業 その他の営業	1件 1件 1件 1件 1件	6,400円 3,200円 14,000円 5,300円 12,000円
12 あん類製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
13 アイスクリーム類製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
14 乳処理業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
15 特別牛乳搾取処理業許可	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円

16 特別牛乳搾 取処理業許可 申請手数料	許可申請	1件	23,000円
	継続許可申請	1件	19,000円
17 食肉処理業 許可申請手数 料	許可申請	1件	23,000円
	継続許可申請	1件	19,000円
18 食品の放射 線照射業許可 申請手数料	許可申請	1件	23,000円
	継続許可申請	1件	19,000円
19 菓子製造業 許可申請手数 料	許可申請	1件	16,000円
	継続許可申請	1件	13,000円
20 アイスクリ ーム類製造業 許可申請手数 料	許可申請	1件	16,000円
	継続許可申請	1件	13,000円
21 乳製品製造	許可申請	1件	23,000円

申請手数料			
16 乳製品製造 業許可申請手 数料	許可申請	1件	21,000円
	継続許可申請	1件	16,000円
17 集乳業許可 申請手数料	許可申請	1件	9,600円
	継続許可申請	1件	7,800円
18 乳類販売業 許可申請手数 料	許可申請 陳列設備を用いて直接 消費者に販売する営業 自動車による移動営業 又は自動販売機による 営業 その他の営業	1件	2,900円
	継続許可申請 陳列設備を用いて直接 消費者に販売する営業 自動車による移動営業 又は自動販売機による 営業 その他の営業	1件	9,600円
	継続許可申請 陳列設備を用いて直接 消費者に販売する営業 自動車による移動営業 又は自動販売機による 営業 その他の営業	1件	2,500円
	継続許可申請 陳列設備を用いて直接 消費者に販売する営業 自動車による移動営業 又は自動販売機による 営業 その他の営業	1件	7,800円
19 食肉処理業 許可申請手数 料	許可申請	1件	21,000円
	継続許可申請	1件	16,000円
20 食肉販売業 許可申請手数 料	許可申請 包装された食肉のみを 販売する営業又は自動 車による移動営業 その他の営業	1件	2,900円
	継続許可申請 包装された食肉のみを 販売する営業又は自動 車による移動営業 その他の営業	1件	9,600円
	継続許可申請 包装された食肉のみを 販売する営業又は自動 車による移動営業 その他の営業	1件	2,500円
	継続許可申請 包装された食肉のみを 販売する営業又は自動 車による移動営業 その他の営業	1件	7,800円
21 食肉製品製	許可申請	1件	21,000円

業許可申請手数料	継続許可申請	1件	19,000円
22 清涼飲料水製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
23 食肉製品製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
24 水産製品製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	18,000円 15,000円
25 氷雪製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
26 液卵製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
27 食用油脂製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
28 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	18,000円 15,000円
29 酒類製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	18,000円 15,000円
30 豆腐製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
31 納豆製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円

造業許可申請手数料	継続許可申請	1件	16,000円
22 魚介類販売業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	9,600円 7,800円
23 魚介類競り売り営業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
24 魚肉練り製品製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
25 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
26 食品の放射線照射業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
27 清涼飲料水製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
28 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
29 氷雪製造業許可申請手数料	許可申請 自動販売機による営業 その他の営業 継続許可申請 自動販売機による営業 その他の営業	1件 1件 1件 1件	4,000円 21,000円 3,400円 16,000円
30 氷雪販売業許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
31 食用油脂製造業許可申請	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円

料			
32 麺類製造業 許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
33 そうざい製 造業許可申請 手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
34 複合型そう ざい製造業許 可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	33,000円 27,000円
35 冷凍食品製 造業許可申請 手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
36 複合型冷凍 食品製造業許 可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	33,000円 27,000円
37 漬物製造業 許可申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
38 密封包装食 品製造業許可 申請手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
39 食品の小分 け業許可申請 手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
40 添加物製造 業許可申請手 数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	23,000円 19,000円
41及び42 削除			

手数料			
32 マーガリン 又はショート ニング製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
33 みそ製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
34 醤油製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
35 ソース類製 造業許可申請 手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
36 酒類製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	16,000円 13,000円
37 豆腐製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
38 納豆製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
39 めん類製造 業許可申請手 数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	14,000円 12,000円
40 そうざい製 造業許可申請 手数料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
41 缶詰又は瓶 詰食品製造業 許可申請手数 料	許可申請 継続許可申請	1件 1件	21,000円 16,000円
42 添加物製造	許可申請	1件	21,000円

	業許可申請手 数料	継続許可申請	1件	16,000円
42の2～598 略	42の2～598 略			
備考 略	備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(香川県魚介類行商に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の香川県魚介類行商に関する条例第3条第1項の登録を受けている者については、令和3年11月30日までの間は、第2条の規定による改正後の香川県魚介類行商に関する条例第4条第1項第4号の規定は、適用しない。
(香川県ふぐの処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める日までの間は、第3条の規定による改正後の香川県ふぐの処理等に関する条例第6条第1項第7号及び同項第8号の規定を適用せず、第3条の規定による改正前の香川県ふぐの処理等に関する条例（以下「旧ふぐ条例」という。）第6条第1項第7号及び第13条の規定は、なおその効力を有する。
 - (1) 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）第9条に規定する者（この条例の施行の際現に旧ふぐ条例第5条第1項の登録を受けている者であって、当該登録に係るふぐ処理業（同条例第2条第4号のふぐ処理業をいう。次号において同じ。）を行うに当たって必要とされる食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可を受けたものを除く。） 令和6年5月31日
 - (2) 改正政令附則第2条第1項に規定する者（ふぐ処理業の営業について同項の適用を受けるものに限る。） 同項に規定する日
(罰則に関する経過措置)
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 5 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">事</td> <td style="width: 33%;">務</td> <td style="width: 33%;">市 町</td> </tr> </table>	事	務	市 町	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">事</td> <td style="width: 33%;">務</td> <td style="width: 33%;">市 町</td> </tr> </table>	事	務	市 町
事	務	市 町					
事	務	市 町					

1～13 略	
14 略	略
(1)～(7) 略	
(8)～(11) 略	
15～20 略	
21 食品衛生法施行条例（平成12年香川県条例第1号） 第3条第2項に規定する事務	略
22～55 略	

備考 略

1～13 略	
14 香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県 条例第4号。以下この項において「条例」という。） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 条例第13条の規定による命令 (9)～(12) 略	高松市
15～20 略	
21 食品衛生法施行条例（平成12年香川県条例第1号） 第4条ただし書に規定する事務	高松市
22～55 略	

備考 略

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の14の項(8)の規定は、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる場合については、なおその効力を有する。

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県石綿による健康被害の防止に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>建築物に関する措置（第8条—第11条）</u></p> <p>第3章 雑則（第12条—第16条）</p> <p>第4章 罰則（第17条—第20条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>石綿の粉じんの</u>大気中への排出又は飛散による県民の健康被害を防止するため、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、<u>石綿を含有する建築材料を使用する建築物に関し必要な措置を講じ、</u>もって県民の安全で安心な生活を守ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>特定石綿吹付け材</u> 石綿を含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。</p> <p>(2) <u>特定石綿含有保温材等</u> 石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制（第8条—第16条）</u></p> <p>第3章 <u>アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置（第17条—第19条）</u></p> <p>第4章 雑則（第20条—第24条）</p> <p>第5章 罰則（第25条—第29条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>アスベストの粉じんの</u>大気中への排出又は飛散による県民の健康被害を防止するため、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、<u>国が講ずる措置のほか、アスベストの粉じんの排出又は飛散の規制及びアスベスト含有材料を使用する建築物に関する措置を講じ、</u>もって県民の安全で安心な生活を守ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>アスベスト吹付け材</u> <u>アスベスト</u>を含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。</p> <p>(2) <u>アスベスト含有材料</u> <u>アスベスト吹付け材及びアスベスト</u>を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。</p>

(3) 特定石綿含有建築材料 特定石綿吹付け材、特定石綿含有保温材等
その他石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、特定石綿含有建築材料の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿の粉じんによる県民の健康被害を防止するための施策（以下「石綿健康被害防止施策」という。）を実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を県民に提供することにより、石綿の適切な取扱い及び石綿の粉じんによる健康被害の防止に関する知識の普及に努めるものとする。

3 県は、石綿健康被害防止施策においては、災害時における石綿の粉じんの
大気中への排出又は飛散を抑制するための措置についても講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、石綿の粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないために必要な措置（以下「石綿飛散防止措置」という。）を講じなければならない。

(建築物等の所有者の責務)

第5条 建築物その他工作物等で規則で定めるもの（以下「建築物等」という。）の所有者（当該建築物等について、所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下同じ。）は、当該建築物等における特定石綿含有建築材料の使用の有無を把握し、石綿飛散防止措置を講ずるよう努めなければならない。

(石綿を含有する製品の製造者等の責務)

第6条 事業活動において石綿を含有する製品を製造し、加工し、販売し、又は使用した者は、その製品に関し保有する情報を自ら開示し、又は顧客等関係者の求めに応じ提供するよう努めなければならない。

(3) アスベスト排出等作業 次に掲げる作業をいう。

ア アスベスト含有材料が使用されている建築物その他工作物等で規則で定めるもの（以下「建築物等」という。）を解体するもの

イ 作業の対象となる部分にアスベスト含有材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修するもの

(県の責務)

第3条 県は、アスベスト含有材料の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、アスベストの粉じんによる県民の健康被害を防止するための施策（以下「アスベスト健康被害防止施策」という。）を実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を県民に提供することにより、アスベストの適切な取扱い及びアスベストの粉じんによる健康被害の防止に関する知識の普及に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、アスベストの粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないために必要な措置（以下「アスベスト飛散防止措置」という。）を講じなければならない。

(建築物等の所有者の責務)

第5条 建築物等の所有者（当該建築物等について、所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下同じ。）は、当該建築物等におけるアスベスト含有材料の使用の有無を把握し、アスベスト飛散防止措置を講ずるよう努めなければならない。

(アスベストを含有する製品の製造者等の責務)

第6条 事業活動においてアスベストを含有する製品を製造し、加工し、販売し、又は使用した者は、その製品に関し保有する情報を自ら開示し、又は顧客等関係者の求めに応じ提供するよう努めなければならない。

(市町との連携)

第7条 県は、市町と連携して、石綿健康被害防止施策を実施するものとする。

(市町との連携)

第7条 県は、市町と連携して、アスベスト健康被害防止施策を実施するものとする。

第2章 アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制

(作業基準)

第8条 アスベスト排出等作業の方法に関する基準（以下「作業基準」という。）は、アスベスト排出等作業の種類ごとに、規則で定める。

(アスベスト排出等作業の実施の届出)

第9条 アスベスト排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）

の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「特定工事の発注者等」という。）は、アスベスト排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定工事の場所
- (4) アスベスト排出等作業の種類
- (5) アスベスト排出等作業の実施の期間
- (6) アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分におけるアスベスト含有材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (7) アスベスト排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第10条 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第10条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第9条第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

第11条 特定工事を施工する者は、当該特定工事におけるアスベスト排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第12条 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事におけるアスベスト排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該作業の一時停止を命じることができる。

(発注者の配慮)

第13条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(適用除外)

第14条 第9条から前条まで（第10条の2を除く。）の規定は、アスベスト排出等作業のうち大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定に基づく届出を要するものには適用しない。

2 第10条の2の規定は、解体等工事のうち大気汚染防止法第18条の17第1項又は第3項の規定に基づく調査を要するものには、その要する調査の範囲において、適用しない。

(アスベスト排出等作業の内容の掲示義務)

第15条 特定工事を施工する者は、当該特定工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該特定工事におけるアスベスト排出等作業の内容を、当該特定工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(廃棄の届出)

第16条 第9条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、アスベスト排出等作業により廃棄することとなるアスベスト含有材料の種類及び廃棄の方法を知事に届け出なければならない。

第2章 建築物に関する措置

(建築物の所有者がとるべき措置)

第3章 アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置

(建築物の所有者がとるべき措置)

第8条 特定石綿吹付け材を使用する建築物の所有者（次条に規定する者を除く。）は、その使用状況を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（多数の者が使用する建築物の所有者の義務）

第9条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等多数の者の使用又は利用に供される建築物で規則で定めるものの所有者は、当該建築物における特定石綿吹付け材の使用の有無及び使用状況を把握し、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する建築物の所有者は、当該建築物に特定石綿吹付け材が使用されている場合において、石綿の粉じんが大気中に排出され、若しくは飛散し、又はそのおそれがあるときは、遅滞なく特定石綿吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講じなければならない。

（勧告及び公表）

第10条 略

（特定石綿吹付け材又は特定石綿含有保温材等の廃棄の届出）

第11条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項又は第2項の規定に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、次に掲げる作業により廃棄することとなる特定石綿吹付け材又は特定石綿含有保温材等（以下「特定石綿吹付け材等」という。）の種類及び廃棄の方法を知事に届け出なければならない。

（1）特定石綿吹付け材等が使用されている建築物を解体するもの

（2）作業の対象となる部分に特定石綿吹付け材等が使用されている建築物を改造し、又は補修するもの

第3章 略

（台帳の整備）

第12条 知事は、石綿の粉じんによる健康被害の防止のための適切な措置を講ずるため、特定石綿吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備するものとする。

第17条 アスベスト吹付け材を使用する建築物の所有者（次条に規定する者を除く。）は、その使用状況を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（多数の者が使用する建築物の所有者の義務）

第18条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等多数の者の使用又は利用に供される建築物で規則で定めるものの所有者は、当該建築物におけるアスベスト吹付け材の使用の有無及び使用状況を把握し、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する建築物の所有者は、当該建築物にアスベスト吹付け材が使用されている場合において、アスベストの粉じんが大気中に排出され、若しくは飛散し、又はそのおそれがあるときは、遅滞なくアスベスト吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講じなければならない。

（勧告及び公表）

第19条 略

第4章 雑則

（台帳の整備）

第20条 知事は、アスベストの粉じんによる健康被害の防止のための適切な措置を講ずるため、アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備するものとする。

2 略

(定期監視)

第13条 知事は、石綿の粉じんによる大気汚染の状況を定期的に監視するものとする。

2 略

(報告の徴収)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定石綿吹付け材等を使用した建築物等の所有者に対し、大気中の石綿の粉じんの飛散状況、石綿飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定石綿吹付け材等を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、大気中の石綿の粉じんの飛散状況、石綿飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 略

(委任)

第16条 略

第4章 略

第17条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第1項の

2 略

(定期監視)

第21条 知事は、アスベストの粉じんによる大気汚染の状況を定期的に監視するものとする。

2 略

(報告の徴収)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者又はアスベスト含有材料を使用した建築物等の所有者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場、特定工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 略

(委任)

第24条 略

第5章 罰則

第25条 第10条又は第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第26条 第9条第1項の規定による届出又は第16条の規定による届出のうち

規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第18条 第15条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第20条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

第9条第1項若しくは大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者又は特定工事を施工する者
- (2) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条第2項の規定による届出又は第16条の規定による届出のうち第9条第2項若しくは大気汚染防止法第18条の15第2項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 3 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～26 略	
27 <u>香川県石綿による健康被害の防止に関する条例</u> (平成17年香川県条例第59号。以下この項において「条例」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>条例第8条、第9条第1項及び第11条の規定</u> による届出の受理 (2) <u>条例第10条第1項の規定</u> による勧告 (3) <u>条例第10条第2項の規定</u> による公表 (4) <u>条例第10条第3項の規定</u> による意見を述べる機会 ^{の付与} (5) <u>条例第12条第1項の規定</u> による台帳の整備 (6) <u>条例第13条第1項の規定</u> による定期監視 (7) <u>条例第13条第2項の規定</u> による監視結果の公表 (8) <u>条例第14条の規定</u> による報告の徴収 (9) <u>条例第15条第1項の規定</u> による立入検査及び質問	略
28～55 略	

備考 略

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～26 略	
27 <u>香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例</u> (平成17年香川県条例第59号。以下この項において「条例」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>条例第9条第1項及び第2項、第16条、第17条並びに第18条第1項の規定</u> による届出の受理 (2) <u>条例第10条及び第12条の規定</u> による命令 (3) <u>条例第19条第1項の規定</u> による勧告 (4) <u>条例第19条第2項の規定</u> による公表 (5) <u>条例第19条第3項の規定</u> による意見を述べる機会 ^{の付与} (6) <u>条例第20条第1項の規定</u> による台帳の整備 (7) <u>条例第21条第1項の規定</u> による定期監視 (8) <u>条例第21条第2項の規定</u> による監視結果の公表 (9) <u>条例第22条の規定</u> による報告の徴収 (10) <u>条例第23条第1項の規定</u> による立入検査及び質問	高松市
28～55 略	

備考 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成12年香川県条例第55号) の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊現場作業手当)	(特殊現場作業手当)

第22条 略

(1)～(8) 略

(9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項又は香川県石綿による健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）第15条第1項の規定による立入検査

2 略

第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)～(8) 略

(9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項又は香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）第23条第1項の規定による立入検査

2 略

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～421 略				1～421 略			
422 家畜注射 手数料	豚熱生ワクチン予防 注射 略	1頭1回	<u>300円</u>	422 家畜注射 手数料	豚熱生ワクチン予防 注射 略	1頭1回	<u>230円</u>
423～598 略				423～598 略			
備考 略				備考 略			

附 則
 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第11号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(種別及び手数料の額) 第2条 略		(種別及び手数料の額) 第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準をいう。以下「算定方法」という。）に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 2 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種 別	手 数 料	種 別	手 数 料
1 大気及び騒音に関する試験		1 大気、騒音及び振動に関する試験	
(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 <u>204,090円</u> を超えない範囲で規則で定める額	(1) ダイオキシン類を測定するもの	1件 <u>178,610円</u> を超えない範囲で規則で定める額
(2) その他のもの		(2) その他のもの	
ア 室内空気に関するもの	1件 <u>16,050円</u> を超えない範囲で規則で定める額	ア 室内空気に関するもの	1件 <u>15,570円</u> を超えない範囲で規則で定める額
イ 騒音に関するもの	1件 <u>42,650円</u> を超えない範囲で規則で定める額	イ 騒音及び振動に関するもの	1件 <u>1,190円</u> を超えない範囲で規則で定める額
ウ 大気汚染に関するもの	1件 <u>22,540円</u> を超えない範囲で規則で定める額	ウ 大気汚染に関するもの	1件 <u>22,520円</u> を超えない範囲で規則で定める額
エ 煙道排ガスに関するもの	1件 <u>34,930円</u> を超えない	エ 煙道排ガスに関するもの	1件 <u>31,840円</u> を超えない

	範囲で規則で定める額
2 略	
3 水質に関する試験	
(1) 略	
(2) その他のもの	
ア 飲料水に関するもの	1件 <u>16,190円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
イ 海水浴場等に関するもの	1件 <u>11,920円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
ウ 公害に関するもの	1件 <u>27,200円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
4 底質、土壌及び廃棄物に関する試験	
(1) 略	
(2) その他のもの	1件 <u>30,080円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
5 略	
6 家庭用品に関する試験	
有害物質を含有する家庭用品の規制 に関する法律（昭和48年法律第112号） に基づく有害物質試験	1件 <u>16,560円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
7・8 略	

	範囲で規則で定める額
2 略	
3 水質に関する試験	
(1) 略	
(2) その他のもの	
ア 飲料水に関するもの	1件 <u>15,410円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
イ 海水浴場等に関するもの	1件 <u>11,320円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
ウ 公害に関するもの	1件 <u>26,320円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
4 底質、土壌及び廃棄物に関する試験	
(1) 略	
(2) その他のもの	1件 <u>18,260円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
5 <u>重油中の硫黄分の試験</u>	1件 <u>4,830円</u>
6 略	
7 家庭用品に関する試験	
有害物質を含有する家庭用品の規制 に関する法律（昭和48年法律第112号） に基づく有害物質試験	1件 <u>13,350円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
8 <u>建材中のアスベスト分析</u>	1件 <u>51,780円</u> を超えない 範囲で規則で定める額
9・10 略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第12号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例議案

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料) 第11条 略		(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。	
(利用料金の承認) 第14条の4 略		(利用料金の承認) 第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。	
別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合		別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合	
都 市 公 園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位	金 額
略			
瀬 戸 大	略 運動施 球技場 設	基本施設使用料 第1グラウン	
都 市 公 園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位	金 額
略			
瀬 戸 大	略 運動施 球技場 設	基本施設使用料 第1グラウン	

橋記念公園

ド、第2グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合
略

第3グラウンドを使用する場合
略

略

橋記念公園

ド又は第2グラウンドを使用する場合

アマチュアスポーツの場合
学校等

午前 1,670円
午後 1,670円
1日 2,500円

学校等以外のもの

午前 4,180円
午後 4,180円
1日 6,280円

アマチュアスポーツ以外の場合

午前 8,370円
午後 8,370円
1日 12,560円

第3グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合

アマチュアスポーツの場合
学校等

午前 990円
午後 990円
1日 1,500円

学校等以外のもの

午前 2,500円
午後 2,500円
1日 3,760円

アマチュアスポーツ以外の場合

午前 5,020円
午後 5,020円
1日 7,530円

略

略

別表第3（第14条の4関係）

1～3 略

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
略		
運動施設		
球技場	基本施設	
	第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド	
	略	
	第3グラウンド	
	略	
	略	
略		

略

別表第3（第14条の4関係）

1～3 略

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
略		
運動施設		
球技場	基本施設	
	第1グラウンド又は第2グラウンド	
	アマチュアスポーツの場合 学校等	1時間当たり 490円
	学校等以外のもの	1時間当たり 1,250円
	アマチュアスポーツ以外の場合 第3グラウンド又は第4グラウンド	1時間当たり 2,500円
	アマチュアスポーツの場合 学校等	1時間当たり 300円
	学校等以外のもの	1時間当たり 750円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり 1,500円
略		

5 略

5 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第13号

香川県薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案

(香川県薬事審議会条例の一部改正)

第1条 香川県薬事審議会条例(昭和36年香川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、香川県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、<u>法第3条第1項の政令で定める事務に関する重要事項のほか、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。</u></p> <p>(1) 医薬品等の生産、輸出等に関する事項</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) その他薬事に関する事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、香川県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。</p> <p>(1) 医薬品等の生産、輸出等の<u>振興助成</u>に関する事項</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) その他薬事の<u>振興</u>に関する事項</p>

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第2条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p>	<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p>

種別	区分	単位	金額
1～307 略			
307の2 地域 連携薬局認定 申請手数料		1件	12,000円
307の3 専門 医療機関連携 薬局認定申請 手数料		1件	12,000円
308～330 略			
331 医薬品（ 体外診断用医 薬品を除く。） の製造工程の うち保管のみ を行う製造所 （以下「保管 製造所」とい う。）の登録 申請手数料		1件	42,000円
331の2 医薬 部外品の保管 製造所の登録 申請手数料		1件	31,000円
331の3 化粧 品の保管製造 所の登録申請 手数料		1件	31,000円
332～335 略			
336 医薬品適 合性調査等申 請手数料	製造販売承認申請時に おける調査申請又は変 更計画確認申請時に おける確認申請 略 外部試験機関等に係	略	略

種別	区分	単位	金額
1～307 略			
308～330 略			
331 削除			
332～335 略			
336 医薬品適 合性調査申請 手数料	製造販売承認申請時に おける調査申請 略 外部試験機関等に係	略	略

	るもの 保管製造所に係るもの の 略	1件	15,000円		るもの 略		
337 医薬部外品適合性調査等申請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時における確認申請 略 外部試験機関等に係るもの 保管製造所に係るもの の 略	略	1件	15,000円	337 医薬部外品適合性調査申請手数料	製造販売承認申請時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの 略	略
338~341 略				338~341 略			
341の2 医薬品区分適合性調査申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この項及び341の3の項において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する製造工程の区分に係るもの 区分省令第2条第4号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	104,000円に申請する品目に係る製造販売業者の数（以下「製造販売業者数」という。）に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に2,200円を乗じて得た額を加算した額				
		1件	73,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に1,200円を乗じて得た				

	<u>区分省令第2条第5号に規定する製造工程の区分に係るもの</u>	1件	<u>額を加算した額</u> 38,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
	<u>区分省令第2条第6号に規定する製造工程の区分に係るもの</u>	1件	<u>額を加算した額</u> 38,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
341の3 医薬部外品区分適合性調査申請手数料	<u>区分省令第2条第3号に規定する製造工程の区分に係るもの</u>	1件	<u>額を加算した額</u> 104,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に2,200円を乗じて得た額を加算した額
	<u>区分省令第2条第4号に規定する製造工程の区分に係るもの</u>	1件	<u>額を加算した額</u> 73,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額

	<u>区分省令第2条第5号に規定する製造工程の区分に係るもの</u>	1件	38,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
	<u>区分省令第2条第6号に規定する製造工程の区分に係るもの</u>	1件	38,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額

342~353の3 略

354 輸出用医薬品適合性調査申請手数料	輸出用医薬品の製造の届出時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの 保管製造所に係るもの	略 1件	15,000円
----------------------	--	---------	---------

355 輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料	輸出用医薬部外品の製造の届出時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの 保管製造所に係るもの	略 1件	15,000円
------------------------	--	---------	---------

356~598 略

--	--	--	--

342~353の3 略

354 輸出用医薬品適合性調査申請手数料	輸出用医薬品の製造の届出時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの	略	
----------------------	--	---	--

355 輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料	輸出用医薬部外品の製造の届出時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの	略	
------------------------	--	---	--

356~598 略

備考
略備考
略

第2

改正後

改正前

別表第1（第2条関係）

第1表 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～305 略			
306 薬局開設 許可申請手数料		1件	<u>3万円</u>
307 薬局開設 許可更新申請 手数料		1件	<u>12,000円</u>
307の2 略			
307の3 地域 連携薬局認定 更新申請手数料		1件	<u>12,000円</u>
307の4 専門 医療機関連携 薬局認定申請 手数料	略		
307の5 専門 医療機関連携 薬局認定更新 申請手数料		1件	<u>12,000円</u>
308 医薬品製 造販売業許可 申請手数料（ 342の2の項 に掲げるもの	医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法 律（昭和35年法律第 145号。313の項にお	1件	<u>151,000円</u>

別表第1（第2条関係）

第1表 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～305 略			
306 薬局開設 許可申請手数料		1件	<u>29,000円</u>
307 薬局開設 許可更新申請 手数料		1件	<u>11,000円</u>
307の2 略			
307の3 専門 医療機関連携 薬局認定申請 手数料	略		
308 医薬品製 造販売業許可 申請手数料（ 342の2の項 に掲げるもの	医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法 律（昭和35年法律第 145号。313の項にお	1件	<u>148,000円</u>

を除く。)	いて「法」という。) 第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品に係るもの その他の医薬品に係るもの	1件	<u>133,000円</u>
309 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料		1件	<u>7,400円</u>
310 医薬部外品製造販売業許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。315の項において「政令」という。) 第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみに係るもの	1件	<u>63,000円</u>
	その他の医薬部外品に係るもの	1件	<u>122,000円</u>
311 化粧品製造販売業許可申請手数料		1件	<u>63,000円</u>
312 略			
313 医薬品製造販売業許可更新申請手数料(342の4の項に掲げるものを除く。)	法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品に係るもの	1件	<u>138,000円</u>
	その他の医薬品に係るもの	1件	<u>115,000円</u>
314 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料		1件	<u>4,400円</u>

を除く。)	いて「法」という。) 第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品に係るもの その他の医薬品に係るもの	1件	<u>13万円</u>
309 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料		1件	<u>6,500円</u>
310 医薬部外品製造販売業許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。315の項において「政令」という。) 第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみに係るもの	1件	<u>62,000円</u>
	その他の医薬部外品に係るもの	1件	<u>12万円</u>
311 化粧品製造販売業許可申請手数料		1件	<u>62,000円</u>
312 略			
313 医薬品製造販売業許可更新申請手数料(342の4の項に掲げるものを除く。)	法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品に係るもの	1件	<u>13万円</u>
	その他の医薬品に係るもの	1件	<u>11万円</u>
314 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料		1件	<u>3,900円</u>

料			
315 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみに係るもの	1件	<u>5万円</u>
	その他の医薬部外品に係るもの	1件	<u>107,000円</u>
316 化粧品製造販売業許可更新申請手数料		1件	<u>5万円</u>
317 略			
318 医薬品製造業許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項、320の項及び321の項において「省令」という。） <u>第25条第1項第3号</u> に規定する区分に係る医薬品（以下「無菌医薬品」という。）に係るもの	1件	<u>92,000円</u>
	<u>省令第25条第1項第4号</u> に規定する区分に係る医薬品（以下「一般医薬品」という。）に係るもの	1件	<u>82,000円</u>
	<u>省令第25条第1項第5号</u> に規定する区分に係る医薬品（以下「包装等医薬品」という。）に係るもの	1件	<u>44,000円</u>
319 薬局製造販売医薬品製		1件	<u>12,000円</u>

料			
315 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみに係るもの	1件	<u>49,000円</u>
	その他の医薬部外品に係るもの	1件	<u>102,000円</u>
316 化粧品製造販売業許可更新申請手数料		1件	<u>49,000円</u>
317 略			
318 医薬品製造業許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項、320の項及び321の項において「省令」という。） <u>第26条第1項第3号</u> に規定する区分に係る医薬品（以下「無菌医薬品」という。）に係るもの	1件	<u>9万円</u>
	<u>省令第26条第1項第4号</u> に規定する区分に係る医薬品（以下「一般医薬品」という。）に係るもの	1件	<u>75,000円</u>
	<u>省令第26条第1項第5号</u> に規定する区分に係る医薬品（以下「包装等医薬品」という。）に係るもの	1件	<u>4万円</u>
319 薬局製造販売医薬品製		1件	<u>11,000円</u>

造業許可申請手数料			
320 医薬部外品製造業許可申請手数料	省令第25条第2項第1号に規定する区分に係る医薬部外品（以下「無菌医薬部外品」という。）に係るもの	1件	<u>73,000円</u>
	省令第25条第2項第2号に規定する区分に係る医薬部外品（以下「一般医薬部外品」という。）に係るもの	1件	<u>41,000円</u>
	省令第25条第2項第3号に規定する区分に係る医薬部外品（以下「包装等医薬部外品」という。）に係るもの	1件	<u>33,000円</u>
321 化粧品製造業許可申請手数料	省令第25条第3項第1号に規定する区分に係る化粧品（以下「一般化粧品」という。）に係るもの	1件	<u>41,000円</u>
	省令第25条第3項第2号に規定する区分に係る化粧品（以下「包装等化粧品」という。）に係るもの	1件	<u>33,000円</u>
322 略			
323 医薬品製造業許可更新申請手数料	無菌医薬品に係るもの	1件	<u>56,000円</u>
	一般医薬品に係るもの	1件	<u>49,000円</u>
	包装等医薬品に係るもの	1件	<u>26,000円</u>
324 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料		1件	<u>6,000円</u>

造業許可申請手数料			
320 医薬部外品製造業許可申請手数料	省令第26条第2項第1号に規定する区分に係る医薬部外品（以下「無菌医薬部外品」という。）に係るもの	1件	<u>72,000円</u>
	省令第26条第2項第2号に規定する区分に係る医薬部外品（以下「一般医薬部外品」という。）に係るもの	1件	<u>4万円</u>
	省令第26条第2項第3号に規定する区分に係る医薬部外品（以下「包装等医薬部外品」という。）に係るもの	1件	<u>32,000円</u>
321 化粧品製造業許可申請手数料	省令第26条第3項第1号に規定する区分に係る化粧品（以下「一般化粧品」という。）に係るもの	1件	<u>4万円</u>
	省令第26条第3項第2号に規定する区分に係る化粧品（以下「包装等化粧品」という。）に係るもの	1件	<u>32,000円</u>
322 略			
323 医薬品製造業許可更新申請手数料	無菌医薬品に係るもの	1件	<u>55,000円</u>
	一般医薬品に係るもの	1件	<u>48,000円</u>
	包装等医薬品に係るもの	1件	<u>25,000円</u>
324 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料		1件	<u>5,600円</u>

325 医薬部外品製造業許可更新申請手数料	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>46,000円</u>
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>26,000円</u>
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>24,000円</u>
326 化粧品製造業許可更新申請手数料	一般化粧品に係るもの	1件	<u>26,000円</u>
	包装等化粧品に係るもの	1件	<u>24,000円</u>
327 略			
328 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	無菌医薬品に係るもの	1件	<u>81,000円</u>
	一般医薬品に係るもの	1件	<u>72,000円</u>
	包装等医薬品に係るもの	1件	<u>35,000円</u>
329 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>61,000円</u>
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>36,000円</u>
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>3万円</u>
330 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	一般化粧品に係るもの	1件	<u>36,000円</u>
	包装等化粧品に係るもの	1件	<u>3万円</u>
331~331の3 略			
331の4 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の保管製造所の登録更新申請手数料		1件	<u>25,000円</u>
331の5 医薬		1件	<u>23,000円</u>

325 医薬部外品製造業許可更新申請手数料	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>45,000円</u>
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>25,000円</u>
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>22,000円</u>
326 化粧品製造業許可更新申請手数料	一般化粧品に係るもの	1件	<u>25,000円</u>
	包装等化粧品に係るもの	1件	<u>22,000円</u>
327 略			
328 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	無菌医薬品に係るもの	1件	<u>78,000円</u>
	一般医薬品に係るもの	1件	<u>66,000円</u>
	包装等医薬品に係るもの	1件	<u>32,000円</u>
329 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>6万円</u>
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>35,000円</u>
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>28,000円</u>
330 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	一般化粧品に係るもの	1件	<u>35,000円</u>
	包装等化粧品に係るもの	1件	<u>28,000円</u>
331~331の3 略			

部外品の保管 製造所の登録 更新申請手数料			
331の6 化粧品 の保管製造 所の登録更新 申請手数料		1件	23,000円
332 医薬品製 造販売承認申 請手数料	医療用医薬品に係るもの	1件	214,000円
	日本薬局方医薬品に係るもの	1件	5万円
	その他の医薬品に係るもの	1件	83,000円
333 略			
334 医薬部外 品製造販売承 認申請手数料		1件	45,000円
335 略			
336 医薬品適 合性調査等申 請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時若しくはその確認後における確認申請		
	略 定期調査時又は知事が必要と認めるときにおける調査申請		
	略 外部試験機関等に係るもの 保管製造所に係るもの	略 1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額

332 医薬品製 造販売承認申 請手数料	医療用医薬品に係るもの 日本薬局方医薬品に係るもの その他の医薬品に係るもの	1件 1件 1件	204,000円 45,000円 75,000円
333 略			
334 医薬部外 品製造販売承 認申請手数料		1件	4万円
335 略			
336 医薬品適 合性調査等申 請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時における確認申請		
	略 定期調査時における調査申請		
	略 外部試験機関等に係るもの	略	

337 医薬部外品適合性調査等申請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時若しくはその確認後における確認申請 略 定期調査時又は知事が必要と認めるときにおける調査申請 略 外部試験機関等に係るもの 保管製造所に係るもの	略 1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
338 略			
339 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	医療用医薬品に係るもの 日本薬局方医薬品に係るもの その他の医薬品に係るもの	1件 1件 1件	<u>108,000円</u> <u>26,000円</u> <u>36,000円</u>
340 略			
341 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		1件	<u>25,000円</u>
341の2・341の3 略			
342 医療機器製造販売業許可申請手数料	高度管理医療機器に係るもの 管理医療機器に係るもの	1件 1件	<u>151,000円</u> <u>133,000円</u>

337 医薬部外品適合性調査等申請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時における確認申請 略 定期調査時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの	略	
338 略			
339 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	医療用医薬品に係るもの 日本薬局方医薬品に係るもの その他の医薬品に係るもの	1件 1件 1件	<u>10万円</u> <u>24,000円</u> <u>33,000円</u>
340 略			
341 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		1件	<u>22,000円</u>
341の2・341の3 略			
342 医療機器製造販売業許可申請手数料	高度管理医療機器に係るもの 管理医療機器に係るもの	1件 1件	<u>148,000円</u> <u>13万円</u>

	一般医療機器に係るもの	1件	<u>95,000円</u>
342の2	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	1件	<u>133,000円</u>
342の3	医療機器製造販売業許可更新申請手数料	1件	<u>142,000円</u>
	高度管理医療機器に係るもの	1件	<u>121,000円</u>
	管理医療機器に係るもの	1件	<u>76,500円</u>
342の4	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1件	<u>121,000円</u>
342の5	医療機器製造業登録申請手数料	1件	<u>38,500円</u>
342の6	体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	1件	<u>38,500円</u>
342の7	医療機器製造業登録更新申請手数料	1件	<u>28,500円</u>
342の8	体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	1件	<u>28,500円</u>
342の9	再生医療等製品製造販売業許可	1件	<u>151,000円</u>

	一般医療機器に係るもの	1件	<u>91,000円</u>
342の2	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	1件	<u>13万円</u>
342の3	医療機器製造販売業許可更新申請手数料	1件	<u>139,000円</u>
	高度管理医療機器に係るもの	1件	<u>118,000円</u>
	管理医療機器に係るもの	1件	<u>76,000円</u>
342の4	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1件	<u>118,000円</u>
342の5	医療機器製造業登録申請手数料	1件	<u>38,000円</u>
342の6	体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	1件	<u>38,000円</u>
342の7	医療機器製造業登録更新申請手数料	1件	<u>28,000円</u>
342の8	体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	1件	<u>28,000円</u>
342の9	再生医療等製品製造販売業許可	1件	<u>148,000円</u>

申請手数料			
342の10 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料		1件	<u>138,000円</u>
343 医薬品販売業許可申請手数料		1件	<u>3万円</u>
344 医薬品販売業許可更新申請手数料		1件	<u>12,000円</u>
345 略			
346 配置販売従事者身分証明書交付手数料		1件	<u>7,400円</u>
347 配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料		1件	<u>2,200円</u>
348 配置販売従事者身分証明書再交付手数料		1件	<u>3,100円</u>
348の2 略			
348の3 医薬品販売従事登録申請手数料		1件	<u>7,400円</u>
348の4 医薬品販売従事登録証書換え交付手数料		1件	<u>2,200円</u>
348の5 医薬品販売従事登		1件	<u>3,100円</u>

申請手数料			
342の10 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料		1件	<u>13万円</u>
343 医薬品販売業許可申請手数料		1件	<u>29,000円</u>
344 医薬品販売業許可更新申請手数料		1件	<u>11,000円</u>
345 略			
346 配置販売従事者身分証明書交付手数料		1件	<u>7,100円</u>
347 配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料		1件	<u>2,000円</u>
348 配置販売従事者身分証明書再交付手数料		1件	<u>2,900円</u>
348の2 略			
348の3 医薬品販売従事登録申請手数料		1件	<u>7,100円</u>
348の4 医薬品販売従事登録証書換え交付手数料		1件	<u>2,000円</u>
348の5 医薬品販売従事登		1件	<u>2,900円</u>

録証再交付手数料			
348の6 医薬品登録販売者試験合格通知書再交付手数料	1件	<u>3,100円</u>	
349 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可申請手数料	1件	<u>3万円</u>	
350 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1件	<u>12,000円</u>	
351 医療機器修理業許可申請手数料	1件	<u>71,000円</u>	
352 医療機器修理業許可更新申請手数料	1件	<u>49,000円</u>	
353 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	1件	<u>19,000円</u>	
353の2 再生医療等製品販売業許可申請	1件	<u>3万円</u>	

録証再交付手数料			
348の6 医薬品登録販売者試験合格通知書再交付手数料	1件	<u>2,900円</u>	
349 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可申請手数料	1件	<u>29,000円</u>	
350 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1件	<u>11,000円</u>	
351 医療機器修理業許可申請手数料	1件	<u>7万円</u>	
352 医療機器修理業許可更新申請手数料	1件	<u>48,000円</u>	
353 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	1件	<u>18,000円</u>	
353の2 再生医療等製品販売業許可申請	1件	<u>29,000円</u>	

手数料			
353の3 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料		1件	<u>12,000円</u>
354 輸出用医薬品適合性調査申請手数料	略 定期調査時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの <u>保管製造所に係るもの</u>	略 <u>1件</u>	 <u>38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額</u>
355 輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料	略 定期調査時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの <u>保管製造所に係るもの</u>	略 <u>1件</u>	 <u>38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額</u>
356~358 略			
358の2 薬局開設許可証書換え交付手数料		1件	<u>2,200円</u>
358の3 薬局開設許可証再交付手数料		1件	<u>3,100円</u>
358の4 地域		<u>1件</u>	<u>2,200円</u>

手数料			
353の3 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料		1件	<u>11,000円</u>
354 輸出用医薬品適合性調査申請手数料	略 定期調査時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの	略	
355 輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料	略 定期調査時における調査申請 略 外部試験機関等に係るもの	略	
356~358 略			
358の2 薬局開設許可証書換え交付手数料		1件	<u>2,000円</u>
358の3 薬局開設許可証再交付手数料		1件	<u>2,900円</u>

連携薬局又は 専門医療機関 連携薬局の認 定証書換え交 付手数料			
358の5 地域 連携薬局又は 専門医療機関 連携薬局の認 定証再交付手 数料		1件	<u>3,100円</u>
359 医薬品（ 体外診断用医 薬品を除く。 360の項から 362の5の項 までにおいて 同じ。）、薬 局製造販売医 薬品、医薬部 外品又は化粧 品の製造販売 業の許可証書 換え交付手数 料		1件	<u>2,200円</u>
360 医薬品、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化 粧品の製造販 売業の許可証 再交付手数料		1件	<u>3,100円</u>
361 医薬品、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化		1件	<u>2,200円</u>

359 医薬品（ 体外診断用医 薬品を除く。 360の項から 362の項まで において同じ）、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化 粧品の製造販 売業の許可証 書換え交付手 数料		1件	<u>2,000円</u>
360 医薬品、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化 粧品の製造販 売業の許可証 再交付手数料		1件	<u>2,900円</u>
361 医薬品、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化		1件	<u>2,000円</u>

粧品の製造業 の許可証書換 え交付手数料			
362 医薬品、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化 粧品の製造業 の許可証再交 付手数料		1件	3,100円
362の2 医薬 品、医薬部外 品又は化粧品 の保管製造所 の登録証書換 え交付手数料		1件	2,200円
362の3 医薬 品、医薬部外 品又は化粧品 の保管製造所 の登録証再交 付手数料		1件	3,100円
362の4 医薬 品又は医薬部 外品の基準確 認証書換え交 付手数料		1件	2,200円
362の5 医薬 品又は医薬部 外品の基準確 認証再交付手 数料		1件	3,100円
362の6 医療 機器又は体外 診断用医薬品 の製造販売業		1件	2,200円

粧品の製造業 の許可証書換 え交付手数料			
362 医薬品、 薬局製造販売 医薬品、医薬 部外品又は化 粧品の製造業 の許可証再交 付手数料		1件	2,900円
362の2 医療 機器又は体外 診断用医薬品 の製造販売業		1件	2,000円

の許可証書換え交付手数料			
<u>362の7</u> 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証再交付手数料	1件		<u>3,100円</u>
<u>362の8</u> 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料	1件		<u>2,200円</u>
<u>362の9</u> 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料	1件		<u>3,100円</u>
<u>362の10</u> 再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	1件		<u>2,200円</u>
<u>362の11</u> 再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	1件		<u>3,100円</u>
<u>363</u> 医薬品販	1件		<u>2,200円</u>

の許可証書換え交付手数料			
<u>362の3</u> 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証再交付手数料	1件		<u>2,900円</u>
<u>362の4</u> 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料	1件		<u>2,000円</u>
<u>362の5</u> 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料	1件		<u>2,900円</u>
<u>362の6</u> 再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	1件		<u>2,000円</u>
<u>362の7</u> 再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	1件		<u>2,900円</u>
<u>363</u> 医薬品販	1件		<u>2,000円</u>

売業許可証、 高度管理医療 機器若しくは 特定保守管理 医療機器の販 売業若しくは 貸与業の許可 証又は再生医 療等製品販売 業許可証の書 換え交付手数料			
364 医薬品販 売業許可証、 高度管理医療 機器若しくは 特定保守管理 医療機器の販 売業若しくは 貸与業の許可 証又は再生医 療等製品販売 業許可証の再 交付手数料	1件		3,100円
365~598 略			

備考
略

売業許可証、 高度管理医療 機器若しくは 特定保守管理 医療機器の販 売業若しくは 貸与業の許可 証又は再生医 療等製品販売 業許可証の書 換え交付手数料			
364 医薬品販 売業許可証、 高度管理医療 機器若しくは 特定保守管理 医療機器の販 売業若しくは 貸与業の許可 証又は再生医 療等製品販売 業許可証の再 交付手数料	1件		2,900円
365~598 略			

備考
略

第3

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額

1～335 略

336 医薬品適合性調査等申請手数料

製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時若しくはその確認後における確認申請			
無菌医薬品に係るもの	1件	<u>75,000円</u>	
一般医薬品に係るもの	1件	<u>45,000円</u>	
包装等医薬品に係るもの	1件	<u>22,500円</u>	
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>22,500円</u>	
保管製造所に係るもの	1件	<u>22,500円</u>	
定期調査時又は知事が必要と認めるときにおける調査申請			
無菌医薬品に係るもの	1件	<u>156,000円に申請する品目の数（以下「申請品目数」という。）に3,300円を乗じて得た額を加算した額</u>	
一般医薬品に係るもの	1件	<u>109,500円に申請品目数に1,800円を乗じて得た額を加算した額</u>	
包装等医薬品に係るもの	1件	<u>57,000円に申請品目数に</u>	

1～335 略

336 医薬品適合性調査等申請手数料

製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時若しくはその確認後における確認申請			
無菌医薬品に係るもの	1件	<u>5万円</u>	
一般医薬品に係るもの	1件	<u>3万円</u>	
包装等医薬品に係るもの	1件	<u>15,000円</u>	
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>15,000円</u>	
保管製造所に係るもの	1件	<u>15,000円</u>	
定期調査時又は知事が必要と認めるときにおける調査申請			
無菌医薬品に係るもの	1件	<u>104,000円に申請する品目の数（以下「申請品目数」という。）に2,200円を乗じて得た額を加算した額</u>	
一般医薬品に係るもの	1件	<u>73,000円に申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額</u>	
包装等医薬品に係るもの	1件	<u>38,000円に申請品目数に</u>	

	外部試験機関等に係るもの	1件	800円を乗じて得た額を加算した額 57,000円に申請品目数に800円を乗じて得た額を加算した額		外部試験機関等に係るもの	1件	500円を乗じて得た額を加算した額 38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
	保管製造所に係るもの	1件	57,000円に申請品目数に800円を乗じて得た額を加算した額		保管製造所に係るもの	1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
337 医薬部外品適合性調査等申請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時若しくはその確認後における確認申請			337 医薬部外品適合性調査等申請手数料	製造販売承認申請時における調査申請又は変更計画確認申請時若しくはその確認後における確認申請		
	無菌医薬部外品に係るもの	1件	51,000円		無菌医薬部外品に係るもの	1件	5万円
	一般医薬部外品に係るもの	1件	31,000円		一般医薬部外品に係るもの	1件	3万円
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	16,000円		包装等医薬部外品に係るもの	1件	15,000円
	外部試験機関等に係るもの	1件	16,000円		外部試験機関等に係るもの	1件	15,000円
	保管製造所に係るもの	1件	16,000円		保管製造所に係るもの	1件	15,000円
	定期調査時又は知事が必要と認めるときにおける調査申請				定期調査時又は知事が必要と認めるときにおける調査申請		
	無菌医薬部外品に係るもの	1件	106,000円に申請品目数に2,200円を乗		無菌医薬部外品に係るもの	1件	104,000円に申請品目数に2,200円を乗

	一般医薬部外品に係るもの	1件	じて得た額を加算した額 75,000円に申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額		一般医薬部外品に係るもの	1件	じて得た額を加算した額 73,000円に申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	39,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額		包装等医薬部外品に係るもの	1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
	外部試験機関等に係るもの	1件	39,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額		外部試験機関等に係るもの	1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
	保管製造所に係るもの	1件	39,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額		保管製造所に係るもの	1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
338~341 略				338~341 略			
341の2 医薬品区分適合性調査申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この項及び341の3の項において「区分省令」という。）第2条第3号に規定す	1件	156,000円に申請する品目に係る製造販売業者の数（以下「製造販売業者数」という。）に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に3,300円を乗じて得た額	341の2 医薬品区分適合性調査申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この項及び341の3の項において「区分省令」という。）第2条第3号に規定す	1件	104,000円に申請する品目に係る製造販売業者の数（以下「製造販売業者数」という。）に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に2,200円を乗じて得た額

	<p>る製造工程の区分に係るもの</p> <p>区分省令第2条第4号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p>を加算した額</p> <p><u>109,500円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に<u>1,800円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>		<p>る製造工程の区分に係るもの</p> <p>区分省令第2条第4号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p>を加算した額</p> <p><u>73,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に<u>1,200円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
	<p>区分省令第2条第5号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p><u>57,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に<u>800円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>		<p>区分省令第2条第5号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p><u>38,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に<u>500円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
	<p>区分省令第2条第6号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p><u>57,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に<u>800円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>		<p>区分省令第2条第6号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p><u>38,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に<u>500円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
341の3 医薬部外品区分適合性調査申請手数料	<p>区分省令第2条第3号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p><u>106,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に2,200円を乗じて得た額を加算し</p>		<p>区分省令第2条第3号に規定する製造工程の区分に係るもの</p>	1件	<p><u>104,000円</u>に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に2,200円を乗じて得た額を加算し</p>

	区分省令第2条第4号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	た額 75,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額		区分省令第2条第4号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	た額 73,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額
	区分省令第2条第5号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	39,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額		区分省令第2条第5号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	38,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
	区分省令第2条第6号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	39,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額		区分省令第2条第6号に規定する製造工程の区分に係るもの	1件	38,000円に製造販売業者数に9,700円を乗じて得た額及び申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
342~353の3 略				342~353の3 略			
354 輸出用医薬品適合性調査申請手数料	輸出用医薬品の製造の届出時における調査申請			354 輸出用医薬品適合性調査申請手数料	輸出用医薬品の製造の届出時における調査申請		
	無菌医薬品に係るもの	1件	<u>75,000円</u>		無菌医薬品に係るもの	1件	<u>5万円</u>
	一般医薬品に係るもの	1件	<u>45,000円</u>		一般医薬品に係るもの	1件	<u>3万円</u>

包装等医薬品に係るもの	1件	<u>22,500円</u>
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>22,500円</u>
保管製造所に係るもの	1件	<u>22,500円</u>
定期調査時における調査申請		
無菌医薬品に係るもの	1件	<u>156,000円</u> に申請品目数に <u>3,300円</u> を乗じて得た額を加算した額
一般医薬品に係るもの	1件	<u>109,500円</u> に申請品目数に <u>1,800円</u> を乗じて得た額を加算した額
包装等医薬品に係るもの	1件	<u>57,000円</u> に申請品目数に <u>800円</u> を乗じて得た額を加算した額
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>57,000円</u> に申請品目数に <u>800円</u> を乗じて得た額を加算した額
保管製造所に係るもの	1件	<u>57,000円</u> に申請品目数に <u>800円</u> を乗じて得た額を加算した額

355 輸出用医 輸出用医薬部外品の製

包装等医薬品に係るもの	1件	<u>15,000円</u>
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>15,000円</u>
保管製造所に係るもの	1件	<u>15,000円</u>
定期調査時における調査申請		
無菌医薬品に係るもの	1件	<u>104,000円</u> に申請品目数に <u>2,200円</u> を乗じて得た額を加算した額
一般医薬品に係るもの	1件	<u>73,000円</u> に申請品目数に <u>1,200円</u> を乗じて得た額を加算した額
包装等医薬品に係るもの	1件	<u>38,000円</u> に申請品目数に <u>500円</u> を乗じて得た額を加算した額
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>38,000円</u> に申請品目数に <u>500円</u> を乗じて得た額を加算した額
保管製造所に係るもの	1件	<u>38,000円</u> に申請品目数に <u>500円</u> を乗じて得た額を加算した額

355 輸出用医 輸出用医薬部外品の製

薬部外品適合性調査申請手数料	造の届出時における調査申請		
	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>51,000円</u>
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>31,000円</u>
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>16,000円</u>
	外部試験機関等に係るもの	1件	<u>16,000円</u>
	保管製造所に係るもの	1件	<u>16,000円</u>
	定期調査時における調査申請		
	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>106,000円</u> に申請品目数に2,200円を乗じて得た額を加算した額
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>75,000円</u> に申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>39,000円</u> に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>39,000円</u> に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額	

薬部外品適合性調査申請手数料	造の届出時における調査申請		
	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>5万円</u>
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>3万円</u>
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>15,000円</u>
	外部試験機関等に係るもの	1件	<u>15,000円</u>
	保管製造所に係るもの	1件	<u>15,000円</u>
	定期調査時における調査申請		
	無菌医薬部外品に係るもの	1件	<u>104,000円</u> に申請品目数に2,200円を乗じて得た額を加算した額
	一般医薬部外品に係るもの	1件	<u>73,000円</u> に申請品目数に1,200円を乗じて得た額を加算した額
	包装等医薬部外品に係るもの	1件	<u>38,000円</u> に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
外部試験機関等に係るもの	1件	<u>38,000円</u> に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額	

	保管製造所に係るもの	1件	39,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
356~598 略			

備考
略

	保管製造所に係るもの	1件	38,000円に申請品目数に500円を乗じて得た額を加算した額
356~598 略			

備考
略

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略 第3条 略 別表第1(第2条関係)	(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表第1(第2条関係)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) 略 (3) 法第35条第4項ただし書の規定による許可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1~37 略		38 略	略	(1)・(2) 略 (3) 法第35条第4項ただし書の規定による許可		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 法第35条第3項ただし書の規定による許可</td> <td>高松市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1~37 略		38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 法第35条第3項ただし書の規定による許可	高松市
事 務	市 町														
1~37 略															
38 略	略														
(1)・(2) 略 (3) 法第35条第4項ただし書の規定による許可															
事 務	市 町														
1~37 略															
38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 法第35条第3項ただし書の規定による許可	高松市														

((2)の許可に係るものに限る。)
(4)～(16) 略

39～55 略

備考 略

((2)の許可に係るものに限る。)
(4)～(16) 略

39～55 略

備考 略

別表第2 (第3条関係)

書 類	市 町
1～25 略	
26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
27～37 略	

別表第2 (第3条関係)

書 類	市 町
1～25 略	
26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市
27～37 略	

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条中第1の表の改正部分及び第3の表の改正部分は、規則で定める日から施行する。

香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案

香川県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

第15号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日。<u>以下「休日等」という。</u>）及び国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。）を命じないものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。）を命じないものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(4週間単位の正規の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第7条 <u>教育職員の服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）</u>は、教育職員について、4週間で平均して1週間の勤務時間が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第8条 <u>服務監督教育委員会</u>は、教育職員のうち、公務の運営上の事情によ</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 <u>任命権者</u>は、教育職員について、4週間で平均して1週間の勤務時間が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。</p>

り特別の形態によって勤務する必要のある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（勤務時間等条例第3条第1項から第4項までの規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。）となるよう週休日及び正規の勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとする。以下同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう正規の勤務時間を割り振らなければならない。

3 第1項の教育委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 第1項の規定による週休日及び正規の勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

(2) 対象期間及びその起算日

(3) 対象期間を設定することができる期間の範囲

(4) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）及びその起算日

(5) 対象期間において正規の勤務時間を割り振る日（以下この条において「勤務日」という。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方

法によることができる。

- 5 服務監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定により区分された各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの正規の勤務時間の割振りを定めるものとする。
- 6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める措置を講ずるものとする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第9条 服務監督教育委員会は、前条第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する義務教育諸学校等について、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなった場合においては、当該措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなることが明らかとなった日以後において4週間を超えない期間につき1週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときには、当該教育職員に対して、前条第1項の規定により正規の勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日等を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員の当該期間における当該指定された時間を除く正規の勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

- 2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた正規の勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、管理職手当を受ける教育職員以外の教育職員については、指定された勤務することを要しない時間における勤務は時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを当該教育職員に命ずるときは、第6条第2項各号に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむ

を得ない必要があるときに限るものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置)

第10条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、服務監督教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置)

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)若しくは国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は</p>

中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあつては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下この号において「週休日等」という。）若しくは人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に行うもの

エ・オ 略

(2)～(7) 略

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあつては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下この号において「週休日等」という。）に行うもの

エ・オ 略

(2)～(7) 略

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 略

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第10条に規定する休日及び同条例第11条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）、<u>公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第9条に規定する休日及び同条例第10条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第9条第1項の規定により勤務することを要しないことを指定された時間並びに年次休暇並びに休職の期間</u></p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第10条に規定する休日及び同条例第11条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）並びに年次休暇並びに休職の期間</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第1項に規定する鳥獣の捕獲、処分等で人事委員会規則で定める業務</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第19条 略</p> <p style="margin-top: 20px;">(用地交渉等業務手当)</p>	<p style="text-align: center;">(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第4条 狂犬病予防等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による犬の捕獲又は処分</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）又は香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年香川県条例第2号）の規定による犬、猫等の引取り、収容又は処分</p> <p>2 狂犬病予防等業務手当の額は、従事した日1日につき880円とする。</p> <p style="text-align: center;">(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第19条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる職員が家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したときに支給する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）の発生を予防し、若しくはまん延を防止するため緊急の必要がある場合に特に命ぜられ、又は同法第48条の2第1項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員（前号に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 家畜保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき880円とする。</p> <p style="margin-top: 20px;">(用地交渉等業務手当)</p>

第21条 用地交渉等業務手当は、職員が土地（土地を使用する権利を含む。）の取得、換地処分若しくは漁業権の消滅若しくは制限（以下この項において「土地の取得等」という。）に関し現地で交渉する業務又は工事の施行により生ずる損失の補償に関し現地で交渉する業務（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）に従事したときに支給する。

2 略

（特殊現場作業手当）

第22条 略

2 略

（1）～（6） 略

（7） 前項第7号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
290円

（8） 前項第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
400円

（9） 略

（特殊現場指導業務手当）

第23条 略

第21条 用地交渉等業務手当は、職員が土地（土地を使用する権利を含む。）の取得、換地処分又は漁業権の消滅若しくは制限に関し現地で交渉する業務に従事したときに支給する。

2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合にあっては、975円）とする。

（特殊現場作業手当）

第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

（1）～（6） 略

（7） 感染症予防法第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるもの（以下「感染症」という。）に関し面接して行う感染症予防法第15条第1項の規定による質問若しくは調査又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

（8） 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

（9） 略

2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）～（6） 略

（7） 前項第7号又は第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき290円

（8） 略

（特殊現場指導業務手当）

第23条 特殊現場指導業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

2 略

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき650円

(2) 前項第4号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき1,000円

(併給禁止)

第24条 略

2 前条第1項第3号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、漁業取締業務手当は、支給しない。

附 則

(派遣職員の特殊勤務手当の種類)

2 当分の間、香川県広域水道企業団に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の特殊勤務手当の種類は、第2条の規定にかかわらず、浄水等作業手当、用地交渉等水道業務手当及び特殊現場水道業務手当とする。

(用地交渉等水道業務手当)

5 用地交渉等水道業務手当は、派遣職員が土地（土地を使用する権利を含む。以下この項において同じ。）の取得に関し現地で交渉する業務又は工事の施行により生ずる損失の補償に関し現地で交渉する業務（土地の取得に係る交渉に該当するものを除く。）に従事したときに支給する。

6 用地交渉等水道業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が

(1)・(2) 略

(3) 高圧ガスが不法に取り扱われ、若しくは消費され、又は取り扱われ、若しくは消費されるおそれのある現場において行う高圧ガス保安法第39条第2号に掲げる措置に伴い、高圧ガスを充てんした容器を回収する業務

(4)・(5) 略

2 特殊現場指導業務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき650円

(2) 前項第5号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき1,000円

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第7号及び第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2 前条第1項第3号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、保安検査等業務手当は、支給しない。

3 前条第1項第4号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、漁業取締業務手当は、支給しない。

附 則

(派遣職員の特殊勤務手当の種類)

2 当分の間、香川県広域水道企業団に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の特殊勤務手当の種類は、第2条の規定にかかわらず、浄水等作業手当、用地交渉業務手当及び特殊現場水道業務手当とする。

(用地交渉業務手当)

5 用地交渉業務手当は、派遣職員が土地（土地を使用する権利を含む。）の取得に関し現地で交渉する業務に従事したときに支給する。

6 用地交渉業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜に

深夜において行われた場合にあつては、975円)とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る特殊現場作業手当の特例)

10 略

(令和2年度鳥インフルエンザに係る家畜保健衛生業務手当の特例)

12 第19条第1項に規定する業務であつて令和2年度鳥インフルエンザ(令和2年11月5日から令和3年3月31日までの間に県内で発生した家畜伝染病予防法第2条第1項の表24の項に規定する高病原性鳥インフルエンザ又は同表25の項に規定する低病原性鳥インフルエンザをいう。以下同じ。)のまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における家畜保健衛生業務手当の額については、第19条の規定にかかわらず、2,000円とする。

(令和2年度鳥インフルエンザに係る特殊現場作業手当の特例)

13 第22条第1項第8号に掲げる業務であつて令和2年度鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における同号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当の額については、同条の規定にかかわらず、2,000円とする。

において行われた場合にあつては、975円)とする。

(特殊現場作業手当の特例)

10 第22条に定めるもののほか、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第7号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定、附則第11項の次に2項を加える改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)附則第12項及び第13項の規定は、令和2年11月5日から適用する。
(家畜保健衛生業務手当の内払)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例第19条第1項の規定により支給された家畜保健衛生業務手当のうち新条例附則第12項に規定する業務に係るものは、同項の規定による家畜保健衛生業務手当の内払とみなす。
(特殊現場作業手当の内払)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例第22条第1項の規定により支給された同項第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当のうち新条例附則第13項に規定する業務に係るものは、同項の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。

第17号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の全部の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条第1項の規定は、同日以後に禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員の失職について適用する。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 略 (1) 県立学校職員 <u>2,527人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,560人</u> 2・3 略	(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>2,607人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,602人</u> 2・3 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第19号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(病院事業の設置) 第1条 略			(病院事業の設置) 第1条 略 2 病院事業の規模は、別表のとおりとする。		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名 称	規 模		名 称	規 模	
	診 療 科 目			診 療 科 目	
香川県立 中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、 <u>脳神経内科</u> 、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、 <u>歯科口腔外科</u> 、麻酔科、 <u>病理診断科</u> 、救急科		香川県立 中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、 <u>神経内科</u> 、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、 <u>小児外科</u> 、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、 <u>歯科口腔外科</u> 、麻酔科	
	略			略	
略			略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第20号

香川県行財政改革基本指針－2021－の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県行財政改革基本指針－2021－を策定することについて、議会の議決を求める。

第21号

第8期香川県高齢者保健福祉計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第8期香川県高齢者保健福祉計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第6期かがわ障害者プランの策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第6期かがわ障害者プランを策定することについて、議会の議決を求める。

第23号

財産の交換について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を交換することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 交換に供する財産 | 高松市朝日新町1番53外1筆
雑種地 37,268.53㎡ |
| 2 交換により取得する財産 | 高松市朝日新町14番2
雑種地 9,263.32㎡ |
| 3 交換による差額 | 435,502,162円 |
| 4 交換の相手方 | 高松市松福町一丁目15番10号
南海プライウッド株式会社
代表取締役 丸山 徹 |

権利の放棄について

県立中央病院に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区 分	調 定 年 度	主 た る 債 務 者	放 棄 す る 権 利 の 内 容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第25号

流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和3年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

(1) 大東川処理区

市 町 名	負 担 額
丸 亀 市	流入水量に1立方メートル当たり72円66銭を乗じて得た額
坂 出 市	同 上
宇 多 津 町	同 上
綾 川 町	同 上

(2) 金倉川処理区

市 町 名	負 担 額
善 通 寺 市	流入水量に1立方メートル当たり64円06銭を乗じて得た額
琴 平 町	同 上
多 度 津 町	同 上
まんのう町	同 上

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 坂出警察署新築工事
- 2 工 事 場 所 坂出市江尻町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請 負 金 額 1,012,000,000円
- 5 工事請負人 坂出市旭町三丁目1番4号
サカケン株式会社
代表取締役 綾 崇平

第27号

坂出緩衝緑地（番の州球場）の指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者の指定を変更する。

記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場）	坂出市	坂出市室町二丁目3番5号	(変更前) 平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで (変更後) 平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,682,000円を上限とする金額 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市昭和町2丁目5番3-101号 J. CREST高松昭和町
氏 名 山崎 泰志
資 格 公認会計士 |

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

第30号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年1月28日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和2年度香川県一般会計補正予算

令和2年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,280,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		千円 17,997,960	千円 81,000	千円 18,078,960
	2 基金繰入金	17,106,272	81,000	17,187,272
歳入合計		534,199,600	81,000	534,280,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 76,104,164	千円 81,000	千円 76,185,164
	1 社会福祉費	59,011,876	81,000	59,092,876
歳出合計		534,199,600	81,000	534,280,600